道路の供用の開始.

道路の区域の変更..... 基本測量の終了..... 保安林の指定解除予定......

告

示

目

次

青

公

告

同法第十条第二項の規定による公告.....

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

包括外部監査契約の締結...... 豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の完了...

推行

: :

Ħ.

同 路 理 政

껃

課 : 課 :

大規模小売店舗の新設に関する届出.

機 関 右 右 建設業者の許可の取消し.....

(整備和田子)

同

:

土地区画整理組合の理事の退任...... 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

土地改良区の役員の退任

公安委員会

土地改良区の役員の就任

第 一千三百十五号

平成 (金曜日) (金曜日)

青森県告示第二百九十号

通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

り告示する。

(監

平成十六年四月十六日

解除予定保安林の所在場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

西津軽郡岩崎村大字岩崎字西岩崎山一の一 (国有林。次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

_

保安林として指定された目的

保安林を解除しようとする理由

(経営振興課) (県民生活)

:

同

: :

七 七 策生

Ξ (「次の図」は、省略し、 道路用地とするため その図面を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備

え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百九十一号 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

青森県知事 Ξ 村 申 吾

作業種類

示

風俗営業の営業時間の延長ができる日等.....

型式の検定適合遊技機......

(生活保安課) ...

同

水西事農中 産地 林南 事方務 水地 務農 所林

九

平成十六年四月十六日

:

基本測量

 \equiv

	3	3	2	2			1			番図 号面
県							種道 路			
道 ———						類の				
沢線が出場がある。							路線名			
	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯段萢五八の五まで	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯段萢六五	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢	弘前市大字門外四丁目	弘前市大字門外四丁目		弘前市大字門外四丁目一四の四弘前市大字堀越字宮本三六から		変
	常盤	丁常 盤 軽	常盤	丁常 盤 軽	_	自四四		自皇		更
	宇湯段萢	野字湯段萢	字湯野沢	野字湯 野沢	四の三六まで	四の四一から		_		Ø
	五八の	六五の四		一四六の一	で	6		ま で		X
	五まで	四 か ら	の_まで	の一一から						間
		ı		で か ら				ı	ı	
前 ———	後	前	後	前	後	前	後	前	前	前変 後更 別の
二〇・〇〇メートルまで	一九・〇〇メートルまで	一四・四〇メートルまで	二五・〇〇メートルまで	一八・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで	七・五〇メートルまで	二七・〇〇メートルまで	三五・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルまで	敷地の幅員
七三八・〇〇メートル	一八〇・〇〇メートル	一八〇・〇〇メートル	七二二・五〇メートル	七四三・七〇メートル	五〇・〇〇メートル	五〇・〇〇メートル	二四一・〇〇メートル	二五一・〇〇メートル	二三六・五〇メートル	敷地の延長
				1			1		ı	備考

平成十五年七月二十五日から平成十六年三月十五日まで

弘前市 作業地域 五所川原市

北津軽郡板柳町、 南津軽郡藤崎町 西津軽郡鰺ケ沢町、

金木町、

鶴田町

木造町、

森田村、

柏村、稲垣村

上北郡東北町

青森県告示第二百九十二号

道路課において一般の縦覧に供する。 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年五月十五日まで青森県県土整備部 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり 平成十六年四月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

		9	1	8			7		(6		5			4	
									県県							
			道 :町		道 本平				道 ジ ジ							
		場線	町居平賀停			本平 線相 町賀 馬 線停 常 車 盤 場 野										
	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の九まで南津軽郡平賀町大字本町字北柳田一一の一七から	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の六まで南津軽郡平賀町大字本町字北柳田一一の一七から	南津軽郡平賀町大字町居字南田一一の四まで	南津軽郡平賀町大字町居字南田一六四の八から	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二七の三まで	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二六の五から	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二六の五まで南津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の六から	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二六の五まで南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二二の三から	中津軽郡相馬村大字大助字竜ノ口一二三の一まで		南津軽郡平賀町大字新館字藤山二の三まで	南津軽郡平賀町大字新館字島村三四の六から	西津軽郡鰺ケ沢町大字浜横沢町字深沢一八五まで	西津軽郡鰺ケ沢町大字浜横沢町字深沢六の一から		西津軽郡鰺ケ沢町大字浜横沢町字深沢六の一まで一西津軽郡鰺ケ沢町大字芦萢町字響滝六八の一から
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後
七九・一〇メートルまで二四・九〇メートルから	三〇・〇〇メートルまで	一〇・五〇メートルまで	一八・五〇メートルまで	一〇・〇〇メートルまで	二四・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルまで	一一・五○メートルまで	八・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで	五二・〇〇メートルまで	四六・〇〇メートルまで	九七・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで
六五二・一九メートル	一〇一・四〇メートル	・- 〇メートル	三〇四・五〇メートル	三〇四・五〇メートル	一二〇・九〇メートル	一二〇・九〇メートル	九四・〇〇メートル	八三・〇〇メートル	一六三・〇〇メートル	一六三・〇〇メートル	七三一・〇〇メートル	七三一・〇〇メートル	三二九・六〇メートル	三二九・六〇メートル	六〇九・二〇メートル	七三八・〇〇メートル

青森県告示第二百九十三号

,	15			1	4	13		12		11			10		
j	県					E		ļ	₹		県		国		
	道					道					道	道			
約	弘前鰺ケ沢				- (- -	_ _ -		豊ノ食に糸	豊 官 可 泉		岩崎深浦線			三八号	
西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字米山一の一八まで西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字外馬屋一三の一〇から		西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字外馬屋一三の一〇まで	西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字外馬屋無番から	西津軽郡深浦町大字関字栃沢五五の二まで	西津軽郡深浦町大字関字栃沢四一の四から	西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬二一七の一七まで	西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬一五の六から	西津軽郡木造町大字館岡字稲葉二一四まで	西津軽郡木造町大字館岡字稲葉無番から	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の三四まで西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野三一六の一から	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の三四まで	西津軽郡岩崎村大字岩崎字丸山一四四の一から		下北郡大間町大字大間字七郎平一二の七六まで下北郡大間町大字大間字奥戸上道二八の一から	
後後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	前	後	後	
・・ 五〇 五〇 日 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 メメ メメ メ 11 11 1	一〇・〇〇メートルから	二四・〇〇メートルまで	一七・五〇メートルまで	一二三・七〇メートルまで四二・〇〇メートルから	一〇三・九〇メートルまで四二・〇〇メートルから	七六・〇〇メートルまで	七三・〇〇メートルまで	四一・二〇メートルまで	一五・二〇メートルまで	一四四・五〇メートルまで	一九・〇〇メートルまで	一九・〇〇メートルまで	七九・一〇メートルまで二四・九〇メートルから	七九・一〇メートルまで二四・九〇メートルから	
	三五三・五〇メートル	一五四・五〇メートル	一五四・五〇メートル	0・00メートル	0・00メートル	九七・〇〇メートル	九七・〇〇メートル	五六八・三〇メートル	五六八・三〇メートル	一、二七五・五〇メートル	一、三六八・〇〇メートル	一、三六八・〇〇メートル	六七九・四一メートル	六五二・一九メートル	

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

青森県告示第二百九十四号

豪雪地帯対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号) 第十四条第一項の規定に

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年五月十五日まで青森県県土整備部

平成十六年四月十六日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

	"	林班は「小班まで三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	四国五道四号
	11	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の九までから南津軽郡平賀町大字本町字北柳田一一の一七	線開放
	"	南津軽郡平賀町大字町居字南田一一の四までら	丁号 写真
	11	で 南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二七の三ま 南津軽郡平賀町大字本町字北柳田八の六から	線 架 賀 停 車 場 本 町
	"	まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	相馬常盤野線
	"	南津軽郡平賀町大字新館字藤山二の三まで南津軽郡平賀町大字新館字島村三四の六から	小国本町線 線
	"	まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	弘前岳鰺ケ沢線
	"	一まで 一まで ーまで ーまで ーーから ーーから 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯野沢一四六の	県道
六	平成云 四六	弘前市大字門外四丁目一四の三六まで弘前市大字堀越字宮本三六から	石川百田線
	の供 期開 日始	供用開始の区間	路線名

青

より行った次の町道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令 (昭和四十六年政令第三百六十七号) 第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

青森県知事	

Ξ

村

申

吾

線町 道	路				
무	線				
号	名				
南津軽郡平和 南津軽郡平和	I				
頁 頁 町 町 大 大	事				
まで .軽郡平賀町大字屋崎字浅井一四七.軽郡平賀町大字屋崎字浅井六九か	X				
井一四七	間				
良改)築	工事				
道路改	争の種類				
一 平 成 ≕ 三 ○	完工了の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日				

青森県告示第二百九十五号

り次のとおり告示する。 により平成十六年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定によ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十六第一項の規定

平成十六年四月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

包括外部監査契約の期間の始期

平成十六年四月一日

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

八戸市根城七丁目六の一六

Ξ

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

公

規定による公告特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 要更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定物定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

平成十六年四月十六日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

Ξ

平成十六年三月三十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人清純

是川純

県

兀

報

Ξ

代表者の氏名

森

主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字鳥屋部字鹿原九

五 定款に記載された目的

青

もって福祉の増進に寄与することを目的とする。め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努この法人は、階上町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公人規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成十六年四月十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外イオンタウン板柳ショッピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 反田 悦生

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

マツァくビリュ更と未代会士大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田 悦生

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二四

代表取締役 鶴羽 樹

大規模小売店舗の新設をする日

兀

平成十六年十二月七日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五

三、六六六平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

1

二〇七台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり

3 荷さばき施設の位置及び面積

二八六平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五九立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

七

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻。

マックスバリュ東北株式会社

一十四時間

二 株式会社ツルハ

開店時刻 午前十時

3

来客が駐車場を利用することができる時間帯 閉店時刻 午後九時

2

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十四時間

四か所(位置は、 届出書添付図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

午前六時から午後九時まで

届出年月日 平成十六年四月六日

八

届出書及び添付書類の縦覧

1

場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2

期間

平成十六年四月十六日から同年八月十六日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

青

+

提出期限

平成十六年八月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3

記載事項

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。 村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により市町

平成十六年四月十六日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバー ス南類家店

八戸市南類家二丁目九の五外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八重州リー ス株式会社

東京都中央区京橋二丁目三の一九の一

代表取締役 松重征夫

八戸市の意見の概要

Ξ

夜間は、住宅に隣接する場所への駐車は禁止することが望ましい。

き事項について意見を有する者の意見の概要

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

四

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

場 所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2

期間

平成十六年四月十六日から同年五月十六日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市城東第五土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、

公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏
名
住
所

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年四月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社江渡工務店

代表者の氏名 江渡 良三

主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林一一七の三

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 _ 四 第一二一六号

五 取消年月日 平成十六年三月三十日

青

取消しに係る建設業の許可

土木、建築、 鋼構造物、 鉄筋、 大工、左官、とび・土工、石、屋根、 舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、 管 塗装、 タイル・れんが・ブロッ 防水、内装、 熱絶

建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成十六年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年四月十六日

商号又は名称 株式会社小原技建

代表者の氏名 小原

主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町三一の一〇

許可番号 青森県知事許可 (般 一三) 第一五七一四号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成十六年四月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 有限会社田畑設備工業

代表者の氏名 田畑 弘治

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡百石町深沢一丁目六五の二九三

許可番号 青森県知事許可 (般 一一) 第一四六八二号

兀

五

取消年月日 平成十六年四月六日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

出 先 機

関

森 県 報 青

土地改良区の役員の就任

岡川土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、浪 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十六年四月十六日

中南地方農林水産事務所長 喜 多 Щ 秀 美

理事	区役員別の
呂正幸	氏 名
	住
平成六 手元	就任の年月日

土地改良区の役員の退任

風山土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、屏 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十六年四月十六日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新

区役 員 別の 理 事 野呂 氏 英麿 名 六の四四西津軽郡木造町大字舘岡字上稲元 住 所 一七 平成二个 退任の年月日 •

公 安 委 員

青森県公安委員会告示第二十二号

機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第 号) 第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技 により告示する。 六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二

平成十六年四月十六日

青森県公安委員会委員長

櫛

引

利

貞

					I							
"	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類
CR天下ゲッ	CR天下ゲッ	CR新海物語	CR新海物語M5Z	CR新海物語M8Z	J X フィーバ	M R フィーバ	J X フィーバ	CRピンクパンサーY	CRピンクパンサーC	CRピンクパンサーS	CRピンクパンサー	型
CR天下ゲッター 秀吉M8	CR天下ゲッター 秀吉M6	M 6 Z	M 5 Z	M 8 Z	LX	MX	JX CRフィーバーマジックパーティー	ハンサーY	ハンサーC	ハンサーS	ハンサーR	式
					77	77	77					名
"	"	"	"	株式会社三洋物産	"	"	株式会社三共	"	"	"	株式会社藤商事	製造業者又は輸入業者名

CR天下ゲッター 秀吉M5

"

CR天下ゲッター 秀吉M2

"

		7.		
金木桜まつりの行われる日の翌日	青森春まつりの行われる日の翌日	弘前さくらまつりの行われる日の翌日	三戸春まつりの行われる日の翌日	公安委員会が定める日
金木町	青森市	弘前市	三戸町	定める地域公安委員会が

"

CRさいころ珍道中MB

"

CRさいころ珍道中MD

"

CRさいころ珍道中MAR

株式会社ニューギン

CRパーラー星人M7

11

CRパーラー星人M3

11

□

胴

式遊技

機

テッケンR

山佐株式会社

青森県公安委員会告示第二十三号

十二月青森県条例第四十四号) 第四条第一項第三号の規定により、公安委員会が定め る日及び地域を次のとおり定めるので、同条第三項の規定により告示する。 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和五十九年

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利

平成十六年四月十六日

貞

弓肩地雪火脅・コー・の名材を日の翌日	仏市成雪灯籠をつりの寸つへる日の翌日	弘前城菊と紅葉まつりの行われる日の翌日	十和田市秋まつりの行われる日の翌日	のへじ祇園まつりの行われる日の翌日	三沢まつりの行われる日の翌日	五所川原立佞武多の行われる日の翌日	青森ねぶた祭の行われる日の翌日	弘前ねぷたまつりの行われる日の翌日	の翌日 ハ戸三社大祭 (前夜祭及び後夜祭を含む。) の行われる日	三沢七夕祭りの行われる日の翌日	八戸七夕まつり (前夜祭を含む。) の行われる日の翌日	奥津軽虫と火まつりの行われる日の翌日
弘前市	-	弘前市	十和田市	野辺地町	三沢市	五所川原市	青森市	弘前市	八戸市	三沢市	八戸市	五所川原市

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行